

県知事等への産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等状況報告について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、事業場から排出される産業廃棄物の処理を委託する際には、排出事業者は委託した産業廃棄物の流れを自ら把握するために、書面による委託契約の締結及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付等することが必要となっています。

昨年度もお知らせしておりますが、廃棄物処理法において、マニフェストを交付等している事業者においては、前年度分のマニフェストを集計し、県知事（下関市は市長）宛に報告することが義務付けられています。

つきましては、紙マニフェストを利用している事業者の方は、2024年4月から2025年3月末までに交付した紙マニフェストを集計し、作成した報告書を2025年6月30日までに管轄の健康福祉センター（下関は下関市廃棄物対策課）へ提出して下さいますようお願いいたします。

なお、電子マニフェストを利用している場合には、電子マニフェスト利用分は情報処理センターから都道府県知事等へ報告されるため報告対象となりません。 敬具

記

1. 報告書の様式

- ・報告書様式は山整振ホームページ(新着情報3月16日付)に掲載してあります。

また、山口県・下関市のホームページから同様のものを入手できます。

山口県 <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/40/20755.html>

下関市 <https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/54/2136.html>

- #### 2. 報告書の提出先
- ※報告書は管轄の提出先へ郵送または電子メールまたは直接持参裏面のとおり、各健康福祉センターへ2部（コピー可）
下関市は下関市廃棄物対策課へ1部（コピー可）

3. 記載上の留意事項

- ・2024年4月1日から2025年3月31日までに交付した紙マニフェストを集計して記載して下さい。
- ・複数の事業場がある場合には、事業場ごとに作成してください。
- ・業種欄は日本標準産業分類における事業区分（中分類）に準拠します。
整備専門工場は自動車整備業(R89)、自動車の販売と整備を兼ねている事業場は機械器具小売業(I59)と記載して下さい。それ以外の事業場は、日本標準産業分類を参照して下さい。
- ・産業廃棄物の種類、排出量
廃棄物の種類の区分別、委託業者ごとに集計して下さい。排出量は実際に処理を委託した具体的な量をトン数で記載して下さい。
1トン未満の排出量については、判るものは小数点以下第2位まで記入して下さい。
また、マニフェストが体積表示で記入されている場合には、換算係数を使用して重量を推計して記入して下さい。

＜担当：事業課 坂本・白松＞

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 年度）

令和 年 月 日

様

報告者

住 所
氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 2 条の 3 第 7 項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称							業 種		
事業場の所在地		電話番号							
番号	産業廃棄物の種類	排出量 （ t ）	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

- 備 考
- この報告書は、前年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までに交付した産業廃棄物管理票について 6 月 3 0 日までに提出すること。
 - 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が 2 以上ある場合には、これらの事業場を 1 事業場としてまとめた上で提出すること。
 - 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
 - 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
 - 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
 - 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
 - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

[illegible]

備考

- 1 この別紙は報告書（様式第三号）で記入欄が足りない場合に使用すること。
- 2 事業場の名称には、元となる報告書（様式第三号）と同じ名称を記載すること。
- 3 ページ数欄には、該当ページ数／総ページ数を記載すること。

(参考)記入例
例示のための記載です。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 年度）

令和 年 月 日

山口県知事

事業場ごとに報告書を作成してください。
建設工事の作業現場など、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2つ以上ある場合には、これらの事業場の地域を所管する県又は市ごとに1つにまとめた上で提出します。（記入方法はQ&Aを参照してください。）

報告者

マニフェストB2票の「運搬先の事業場」欄に記載されている住所を記入してください。（収集運搬業者の住所ではありません。）

住所 □□県○○市△△町1-1
氏名 株式会社○○ 代表取締役 □□ △
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

日本標準産業分類の中分類を記入してください。
複数の業種の事業場の場合は、産業廃棄物の排出に係る主な業種を記入してください。

第7項の規定に基づき、令和2年度産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		株式会社○○ △△営業所		業 種		D06 総合工事業			
事業場の所在地		山口県○○市◇町1-1		電話番号		〇〇〇-〇〇〇-△△〇〇			
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	1	1枚	03500000000	株式会社□□□□	山口県○○市 ▲▲1-2-3	03525000003	株式会社○○○○	}
2	がれき類	15	4枚	03500000001	株式会社△△△△	山口県○○市 ▲▲2-3-4	03525000004	株式会社△△□□	
3	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)	3	2枚	03500000002	株式会社□□△△	山口県○○市 ▲▲3-2-1	03525000005	株式会社○○□□	

石綿含有産業廃棄物を含む場合はその旨を記入してください。
同じ種類の廃棄物でも石綿含有産業廃棄物を含む場合は、別に記入してください。

単位は、t（トン）で記入してください。（体積で管理を行っている場合は、換算表を参考に換算値を記入してください。）

積込場所に係る許可番号（11桁）を記入してください。

許可番号（11桁）を記入してください。

通常は運搬先と同じになるため記入は不要です。「運搬先の住所と同じ」と記入しても支障ありません。

管理票について6月30日までに提出すること。
所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。

5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

事業場の名称		株式会社〇〇 △△営業所					業 種	D06 総合工事業	
事業場の所在地		山口県〇〇市◇町1－1					電話番号 〇〇〇－〇〇〇－△△〇〇		
番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
							各区間の運搬業者が同一であっても、「積替え保管場所」と「運搬先の事業場」を分けて記入してください。		
5-1	金属くず	2	2枚	03515000006	株式会社□□□	山口県〇△市 ◇◇1－2－3			
5-2				03505000007	〇〇株式会社	山口県〇〇市 ▲▲1－2－3	03525000003	株式会社〇〇〇〇	運搬先の住所に同じ
区間を区切って委託した場合は、区間ごとの受託者を、行を増やして記入してください。			積込場所に係る許可番号（11桁）を記入してください。 ※積み込み場所が下関市又は県外の場合は、当該区域を管轄する自治体の許可番号を記入してください。			積込場所に係る許可番号（11桁）を記入してください。 ※積み込み場所が下関市又は県外の場合は、当該区域を管轄する自治体の許可番号を記入してください。			
6	建設混合廃棄物がれき類、ガラスくず等	4	4枚	03500000001	株式会社△△△△	山口県〇〇市 ▲▲2－3－4	03525000004	株式会社△△□□	運搬先の住所に同じ
					自己運搬し、処分を委託した場合は、「自己運搬」と記入してください。				
7	紙くず	0.2	2枚		自己運搬	山口県〇〇市 ▲▲1－2－3	03525000003	株式会社〇〇〇〇	運搬先の住所に同じ

備考

1

この別紙は報告書（様式第三号）で記入欄が足りない場合に使用すること。

2

事業場の名称には、元となる報告書（様式第三号）と同じ名称を記載すること。

3

ページ数欄には、該当ページ数／総ページ数を記載すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 年度）

記入例

下関市長 殿

令和 年 月 日

産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入

マニフェストB2票の「運搬先の事業場」欄に記載されている住所を記入
※収集運搬業者の住所ではありません
※積替え保管を行った場合、その場所を記入

報告者
住 所 山口県下関市▲▲町一丁目1番1号
氏 名 ●●●● 株式会社 代表取締役
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 083-〇〇〇-〇〇〇〇

日本産業分類の中分類を記入
複数の業種の事業場の場合は、産業廃棄物の排出に係る主な業種を記入

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		●●●● 株式会社 ■■営業所				業 種	総合工事業		
事業場の所在地		山口県下関市▲▲町一丁目1番1号				電話番号	△△△-△△△-△△△△		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1	木くず	100	10	*****	A建設株式会社	下関市〇〇町1-1	*****	B工業株式会社	「運搬先の住所」に積替え保管場所を記載した場合、この欄に処分場所の住所を記入。 ・運搬先の住所と同じ場合は記入不要 ※最終処分場の記入ではありません。
2	がれき類	50	5	*****	有限会社C商事	同上	同上	同上	
3	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）	3	2	同上	同上	下関市□□町1-5	*****	株式会社D産業	
4	建設混合廃棄物 がれき類、ガラスくず等	5	5	*****	株式会社E建設	山口県山口市〇〇町1	*****	F産業株式会社	

- 備考
- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。

2 同一事業場から排出する産業廃棄物の種類が異なる場合は、これらの事業場ごとに提出すること。

3 産業廃棄物の種類が異なる場合は、その旨を記載するとともに、排出する産業廃棄物の種類を記載すること。

4 産業廃棄物の種類が異なる場合は、その旨を記載するとともに、排出する産業廃棄物の種類を記載すること。

5 運搬業者が複数ある場合は、それぞれの運搬業者について、運搬先の住所を記載すること。

6 処分場所が複数ある場合は、それぞれの処分場所について、処分場所の住所を記載すること。

7 区間を区別して運搬を委託した場合又は委託者が再委託を行った場合には、区間ごと運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。
- 石綿含有産業廃棄物を含む場合はその旨を記入
同じ種類の廃棄物でも石綿含有産業廃棄物を含む場合は、別に記入
- 単位を「トン」で記入
「立法メートル」で管理している場合は換算表を参考に換算値を記入
- 積込場所に係る許可番号を記入
- 許可番号を記入

事業場の名称		●●●● 株式会社 ■■営業所				業 種	総合工事業			
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
5	がれき類	10	2	*****	G 運輸株式会社	福岡県〇〇市〇〇1-1	*****	H 工業株式会社	・「運搬先の住所」に積替え保管場所を記載した場合、この欄に処分場所の住所を記入。 ・運搬先の住所と同じ場合は記入不要	
6	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)	2	1	同上	同上	同上	同上	同上		
7-1	廃プラスチック	10	5	*****	I 建設株式会社	下関市〇〇町1-2	区間委託の場合、積替え保管場所の住所を記入	*****	K 環境 株式会社	
7-2				*****	株式会社 J 建設	山口県〇〇市〇〇1-2				
8	金属くず	1	1		自己運搬	下関市〇〇町2-2	*****	M リサイクル(株)	※最終処分場の記入ではありません	
9	廃酸 (強廃酸)	0.5	10	区間委託の場合、上段に第1区分、下段に第2区分を委託した業者を記入	N 環境株式会社	下関市〇〇町3-3	*****	O 施設株式会社		
10	廃酸 (特定有害産業廃棄物)	0.5	10		同上			同上		同上
11	汚泥 (特定有害産業廃棄物)	1	20		*****	同上		同上		同上
12	廃電機機械器具 (蛍光灯)	2	30	*****	P 電機株式会社	下関市〇〇町4-4	強廃酸(pH2.0以下)と廃酸(特定有害産業廃棄物)は別に記入 特別管理産業廃棄物・記入例) ①廃油(引火性廃油)②廃酸(強廃酸)③廃アルカリ(廃強アルカリ)④感染性廃棄物 ⑤廃PCB等 ⑥PCB汚染物 ⑦PCB処理物 ⑧銻さい(特定有害産業廃棄物)⑨廃石綿等 ⑩ばいじん(特定有害産業廃棄物)⑪燃え殻(特定有害産業廃棄物)⑫廃油(特定有害産業廃棄物)⑬汚泥(特定有害産業廃棄物)⑭廃酸(特定有害産業廃棄物)⑮廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)	*****	*****	*****
13	その他混合廃棄物 (廃電池)	1	50	*****	L 産業 株式会社	下関市〇〇町4-4				

廃電機機械器具・その他混合廃棄物については、具体的な名称を記入

廃電機機械器具例) 蛍光灯・電子レンジ・パーソナルコンピュータ
その他混合廃棄物例) 廃電池・廃二輪車・机・椅子(複数の産業廃棄物の種類からなる製品)

強廃酸(pH2.0以下)と廃酸(特定有害産業廃棄物)は別に記入

特別管理産業廃棄物・記入例)

①廃油(引火性廃油)②廃酸(強廃酸)③廃アルカリ(廃強アルカリ)④感染性廃棄物 ⑤廃PCB等 ⑥PCB汚染物 ⑦PCB処理物 ⑧銻さい(特定有害産業廃棄物)⑨廃石綿等 ⑩ばいじん(特定有害産業廃棄物)⑪燃え殻(特定有害産業廃棄物)⑫廃油(特定有害産業廃棄物)⑬汚泥(特定有害産業廃棄物)⑭廃酸(特定有害産業廃棄物)⑮廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)

備考

1
2
3

産業廃棄物の種類と体積から重量への換算係数 (参考値)

産業廃棄物		換算係数 (環境省通知より)
燃え殻	焼却灰、石炭火力発電所から発生する石炭がらなど	1.14
汚泥	工場の排水処理や製造工程などから排出される泥状のもの	1.10
廃油	潤滑油、洗浄油などで不要になったもの	0.90
廃酸	廃塩酸、廃硫酸、有機廃酸類などの酸性廃液	1.25
廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などのアルカリ性廃液	1.13
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど	0.35
紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限り)、紙製造業、製本業、出版業などから排出される	0.30
木くず	建設業に係るもの(紙くずに同じ)、家具製造業、パルプ製造業などから排出されるもの	0.55
繊維くず	建設業に係るもの(紙くずに同じ)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)から排出されるもの	0.12
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥の処理時に排出される固形状の不要物	1.00
ゴムくず	天然ゴムくず	0.52
金属くず	鉄くず、切削くず、スクラップなど	1.13
ガラスくず等	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず	1.00
鉱さい	鋳物廃砂、製鉄所の炉の残さい(スラグ)、キューポラのノロ、ボタなど	1.93
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート片その他これに類する不要物	1.48
動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などのふん尿	1.00
動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、鶏などの死体	1.00
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設や産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの	1.26
13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、上記に掲げる産業廃棄物に該当しないもの(コンクリート固化物など)	1.00
特別管理産業廃棄物		
引火性廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油	0.90
引火性廃油(有害)	上記+判定基準を超過する有害物質を含むもの	0.90
強酸	水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の廃液	1.25
強酸(有害)	上記+判定基準を超過する有害物質を含むもの	2.25
強アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)12.5以上の廃液	1.13
強アルカリ(有害)	上記+判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.13
感染性産業廃棄物	感染性病原体を含むか、そのおそれのある産業廃棄物(血液、血液の付着した注射針、採血管など)病院、診療所、衛生検査所、感染性病原体を取り扱う施設であって助産所、獣医診療施設、医学、歯学、薬学、獣医学に係る試験研究機関等から発生したもの	0.30
PCB等	PCBを含む廃油、PCB汚染物、PCB処理物	0.90
廃石綿等	石綿除去事業により撤去されたアスベスト等	0.30
指定下水汚泥	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.10
鉱さい(有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.93

燃え殻 (有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.14
廃油 (有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	0.90
汚泥 (有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.10
廃酸 (有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.25
廃アルカリ (有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.13
ばいじん (有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.26
13号廃棄物 (有害)	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.00
一体不可分で排出される産業廃棄物		
建設混合廃棄物		0.26
廃電気機械器具		1.00

上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数 (t/立米)。

この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

その他、電子マニフェストを利用する際の詳細な換算係数が、(財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページに (http://www.jwnet.or.jp/jwnet/tuuchi_080115_betten2.pdf) 掲載されています。

< 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出先 >

名 称	郵便番号	電話番号	管轄区域
	所在地	メールアドレス	
山口県岩国健康福祉センター (廃棄物・環境指導班)	740-0016 岩国市三笠町一丁目1-1	0827-29-1524 a132141@pref.yamaguchi.lg.jp	岩国市・和木町
山口県柳井健康福祉センター (環境薬事班)	742-0031 柳井市南町三丁目9-3	0820-22-3631 a132161@pref.yamaguchi.lg.jp	柳井市・平生町 上関町・田布施町 周防大島町
山口県周南健康福祉センター (廃棄物・環境指導班)	745-0004 周南市毛利町二丁目38	0834-33-6429 a132171@pref.yamaguchi.lg.jp	周南市・下松市 光市
山口県山口健康福祉センター (廃棄物・環境指導班)	753-8588 山口市吉敷下東三丁目1-1	083-934-2536 a132191@pref.yamaguchi.lg.jp	山口市・防府市
山口県宇部健康福祉センター (廃棄物対策班)	755-0033 宇部市琴芝町一丁目1-50	0836-39-9865 a132201@pref.yamaguchi.lg.jp	宇部市・美祢市 山陽小野田市
山口県長門健康福祉センター (環境薬事班)	759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811 a132251@pref.yamaguchi.lg.jp	長門市
山口県萩健康福祉センター (環境薬事班)	758-0041 萩市江向531-1	0838-25-2666 a132261@pref.yamaguchi.lg.jp	萩市・阿武町
山口県環境生活部 廃棄物・リサイクル対策課 (1)産業廃棄物指導班 (産業廃棄物に関すること) (2)ゼロエミッション推進班 (一般廃棄物に関すること)	753-8501 山口市滝町1-1	(1)083-933-2988 (2)083-933-2992 (1)(2)共通 a15700@pref.yamaguchi.lg.jp	
下関市環境部廃棄物対策課	751-0847 下関市古屋町一丁目18-1	083-252-7152 skhaikibut@city.shimonoseki.yamaguchi.jp	下関市